平成30年度実施指導の結果と令和元年度の実地指導について

岐阜市 福祉部 指導監査課

太	H	の	内	容
/	Н		ני זו	

1 平成30年度の実地指導件数

p 1

2 主な指摘事項

p 2~

3 令和元年度の実地指導について

p 8

1 平成30年度の実地指導件数

H30.4.1

計画作成時点

〇対象事業所数

事業名	事業所数		
尹未石	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サービス付き高齢者向け住宅	26	29	30
有料老人ホーム	37	47	48
合 計	63	76	78

〇実地指導 実施件数

事業名	事業所数		
→ 未石 	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サービス付き高齢者向け住宅	11	11	11
有料老人ホーム	19	16	27
合 計	30	27	38

2 主な指摘事項

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する主な指摘事項

- (1) 職員の資質向上のための研修等が不十分
 - ・職員に対して必要な研修内容が一部未実施
- (2) 防災対策が不十分
 - ・避難経路の安全確保が不十分
 - ・ 避難訓練の一部未実施
- (3) 身体拘束等廃止への取り組みが不十分
 - 身体的拘束等の適正化に係る指針が未作成
 - ・身体的拘束に係る諸記録が一部不十分
- ■その他 勤務表について、他の事業(訪問介護、通所介護等)との勤務の区別が不十分

(1) 職員の資質向上のための研修等が不十分

・職員に対して必要な研修内容が一部未実施

【解説】

研修について、職員の資質向上のために計画的に実施してください。 岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という。)において実施が必要とされて

いるものは確実に実施し、研修内容の記録・周知(欠席者にも後日周知・確認)してください。

【指針において実施が必要とされている研修(例)】

- ・感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修【指針8(7)イ】
- ・高齢者虐待防止に関する研修【指針8(8)ア】
- ・身体的拘束等の適正化のための研修【指針9(7)ウ】
- ・事故発生防止に関する研修【指針12(8)ウ】

〇上記に列記された事項については、岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針上、それぞれ の指針を整備する必要があります。その各種指針に基づく形で研修を実施してください。

(2) 防災対策が不十分

- ①避難経路の安全確保が不十分
- ② 避難訓練の一部未実施

【解説】

①非常口や通路に備品等が置かれているなど、避難通路が十分に確保されていない状況が確認されています。迅速に避難できるよう常時十分な避難経路の確保をお願いします。

②有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させているものに限る)等の防火対象物(消防法施行令別表第1の6項口掲示)で、入居者及び職員(建物全体の収容人員)が10人以上、有料老人ホームなどの防火対象物(消防法施行令別表第1の6項ハ掲示)では30人以上の事業所は、防火管理者を選任し、消防計画を作成した上で、所轄消防署へ届出が必要です。

このような事業所は、消火及び避難訓練を年2回以上行うことが必要ですので、実施の上、 記録の整備をお願いします。

この他、防火管理者を選任する必要がない事業所についても、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知すること、定期的な避難、救出その他の訓練を行わなければならないこと、が岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針に規定されていますので、訓練を実施の上、記録(実施日時、想定、参加人数、課題等)をお願いします。【指針8(5)】

■その他 平成26年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、浸水想定区域内又は土砂 災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の 作成及びその計画の市への提出(介護保険課あて)が求められております。

(3) 身体拘束等廃止への取り組みが不十分

- ① 身体的拘束等の適正化に係る指針が未作成
- ② 身体的拘束に係る諸記録が一部不十分

【解説】

- 身体拘束は、拘束をされた利用者の身体的弊害、精神的弊害、スタッフ側の士気低下、社会的不信・偏見を発生させるおそれがあり、原則行ってはなりません。(「身体拘束ゼロへの手引き」参照)具体例については、次のような行為です。
 - ●徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ❷転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
 - △点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑤車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ●立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - ❸脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - ❷他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ●行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ●自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

- 身体拘束は、岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針上、「当該入居者又は他の入居者 <u>等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」</u>に認められており、これは、①切迫 性 ②非代替性 ③一時性 の3つの要件を全て満たし、かつそれらの要件の確認を実施する 等、手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。【指針9(7)】
- ①切 迫 性 入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が 著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- ■「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、**施設全体として判断するように、** あらかじめ、「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備すること、「身体的拘束等の適正化 のための対策を検討する委員会」を開催すること等が必要となり、その結果について介護職員・ その他の従業者に周知徹底を図ることをお願いします。

これに加えて、入所者・家族に対して、<u>身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、</u>期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るようお願いします。

■ 実際に身体拘束を行う場合、「<u>緊急やむを得ない場合」に該当するか、常に観察・再検討</u>し、 要件に該当しなくなった場合にはただちに解除願います。拘束の必要性・方法に関わる再検 討について実施し、<u>逐次その記録・記載</u>もお願いします。記録の参考様式は、「**身体拘束ゼロ** への手引き」に掲載されておりますので、それについて確認・参照をお願いします。

参考:

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について(H30/4/2 厚生労働省老健局長事務連絡)

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催・周知徹底
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備
- ③身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

■その他 勤務表について、他の事業(訪問介護、通所介護等) との勤務の区別が不十分

【解説】

■有料老人ホームの勤務表が、他の併設されている事業(訪問介護、地域密着型通所介護等) と勤務の区分が不十分に作成されているケースが見受けられます。

介護保険事業の常勤換算等で問題となる場合もありますので、事業ごとに勤務が分離するよう勤務表の作成をお願いします。

3 令和元年度の実地指導について

〇令和元年度重点事項

- (1) 職員の資質向上のための研修等は適切に実施されているか。
 - ・ 研修について、職員の資質向上のために計画的に実施してください。 岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という。)において、実施が必要とされて いるものは確実に実施し、研修内容の記録・周知(欠席者にも後日周知・確認)してください。
- (2) 入所者の安全確保対策、防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。
 - ・ 岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針8(5)の規定について、施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知すること、定期的な避難、救出その他の訓練を行うこと、を実施願います。

消防法令等の法令を満たした安全確保・避難訓練・避難経路の確保をお願いします。

- (3) 身体拘束等廃止及び虐待防止の取り組みが適切に行われているか。
 - 岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針9(7)に規定されているとおり、「当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」に確実に限定した取扱いを願います。「身体拘束ゼロへの手引き」を参考に、原則として「身体拘束をしないこと」、緊急やむを得ない場合に、厳格な要件を満たした上で例外的な実施、をお願いします。
- その他、有料老人ホーム設置運営標準指導指針(厚生労働省老健局通知 H14/7/18)が平成 30年4月2日に最終改正されており、運営に関する様々な指針が発出されておりますので、一度ご確 認をお願いします。

また、老人福祉法の改正により、再三の指導に従っていただけず悪質な事業と判断される有料老人ホームに対して、従来の改善命令に加えて、事業停止命令が規定されましたので、留意願います。

